

各位

2025年2月19日

会社名： 湖北工業株式会社
代表者名： 代表取締役社長 石井 太
(コード番号：6524 東証スタンダード)
問合せ先： 取締役執行役員 総務部、広報・IR室管掌
国友啓行
(TEL：0749-85-3211)

監査等委員会設置会社への移行等に伴う定款一部変更に関するお知らせ

当社は、2025年1月28日に開示いたしましたとおり、監査等委員会設置会社に移行する方針であります。これに伴い、本日開催の取締役会において、2025年3月28日開催予定の第66回定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

1. 定款変更の目的

当社は、取締役会の監督機能を強化し、コーポレートガバナンスを強化することにより、経営の透明性を一層向上させるとともに意思決定のさらなる迅速化を実現するため、監査等委員会設置会社に移行したいと存じます。これに伴い、当社定款につきまして、監査等委員会および監査等委員に関する規定の新設ならびに監査役会および監査役に関する規定の削除等、所要の変更を行うものであります。

その他、上記の変更に伴い、条数の整備等の所要の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

(下線は変更部分)

現行定款	変更案
第1章 総則 第1条～第3条 (条文省略) (機関) 第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 (1) (条文省略) (2) <u>監査役</u> (3) <u>監査役会</u>	第1章 総則 第1条～第3条 (現行どおり) (機関) 第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 (1) (現行どおり) (2) <u>監査等委員会</u> (削除)

<p style="text-align: center;">(4) (条文省略)</p> <p>第5条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>第6条～第11条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第12条～第14条 (条文省略)</p> <p>(電子提供措置等)</p> <p>第15条 (条文省略)</p> <p style="padding-left: 2em;">2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部<u>または</u>一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p> <p>第16条～第18条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(員数)</p> <p>第19条 当社の取締役は、<u>9</u>名以内とする。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(選任方法)</p> <p>第20条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p style="padding-left: 2em;">2、3 (条文省略)</p> <p>(任期)</p> <p>第21条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p style="text-align: center;">(3) (現行どおり)</p> <p>第5条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>第6条～第11条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第12条～第14条 (現行どおり)</p> <p>(電子提供措置等)</p> <p>第15条 (現行どおり)</p> <p style="padding-left: 2em;">2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部<u>又は</u>一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p> <p>第16条～第18条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(員数)</p> <p>第19条 当社の取締役 (<u>監査等委員であるものを除く</u>) は、<u>8</u>名以内とする。</p> <p style="padding-left: 2em;">2 <u>当社の監査等委員である取締役 (以下、「監査等委員」という。) は、5名以内とする。</u></p> <p>(選任方法)</p> <p>第20条 取締役は、<u>監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して</u>株主総会において選任する。</p> <p style="padding-left: 2em;">2、3 (現行どおり)</p> <p>(任期)</p> <p>第21条 (現行どおり)</p> <p style="padding-left: 2em;">2 <u>前項の規定にかかわらず、監査等委員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p>
--	--

2 増員又は補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。

(新設)

(代表取締役及び役付取締役)

第22条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

2 (条文省略)

3 取締役会は、その決議によって取締役社長1名を選定し、必要に応じて取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

第23条～第24条 (条文省略)

(取締役会の決議の省略)

第25条 当社は、取締役全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。

(新設)

3 補欠として選任された監査等委員の任期は、退任した監査等委員の任期の満了する時までとする。

4 会社法第329条第3項に基づき選任された補欠監査等委員の選任決議が効力を有する期間は、当該決議によって短縮されない限り、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第22条 取締役会は、その決議によって監査等委員でない取締役の中から代表取締役を選定する。

2 (現行どおり)

3 取締役会は、その決議によって監査等委員でない取締役の中から取締役社長1名を選定し、必要に応じて取締役会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

第23条～第24条 (現行どおり)

(取締役会の決議の省略)

第25条 当社は、取締役全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

(業務執行の決定の取締役への委任)

第26条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。

第26条 (条文省略)

(取締役会の議事録)

第27条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印または電子署名する。

(報酬等)

第28条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

第29条 (条文省略)

第5章 監査役及び監査役会

(員数)

第30条 当会社の監査役は、5名以内とする。

(選任方法)

第31条 監査役は、株主総会において選任する。

2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(任期)

第32条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

第27条 (現行どおり)

(取締役会の議事録)

第28条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名する。

(報酬等)

第29条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して定める。

第30条 (現行どおり)

第5章 監査等委員会

(削除)

(削除)

(削除)

3 会社法第329条第3項に基づき選任された補欠監査役の選任決議が効力を有する期間は、当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

4 前項の補欠監査役が監査役に就任した場合の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。ただし、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時を超えることはできない。

(常勤監査役)

第33条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

第34条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

(新設)

(監査役会規程)

第35条 監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。

(監査役会の議事録)

第36条 監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名する。

(削除)

(監査等委員会の招集通知)

第31条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

(監査等委員会の決議の方法)

第32条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(監査等委員会規程)

第33条 監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

(監査等委員会の議事録)

第34条 監査等委員会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は議事録に記載又は記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印又は電子署名する。

<p>(報酬等)</p> <p><u>第37条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>(監査役の責任免除)</p> <p><u>第38条 当社は、取締役会の決議によって監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</u></p> <p><u>2 当社は監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</u></p> <p>第6章 会計監査人</p> <p>第39条～第40条（条文省略）</p> <p>(報酬等)</p> <p>第41条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査役会</u>の同意を得て定める。</p> <p>第7章 計算</p> <p>第42条～第45条（条文省略）</p> <p>(新設)</p>	<p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>第6章 会計監査人</p> <p>第35条～第36条（現行どおり）</p> <p>(報酬等)</p> <p>第37条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査等委員会</u>の同意を得て定める。</p> <p>第7章 計算</p> <p>第38条～第41条（現行どおり）</p> <p>(附則)</p> <p><u>(監査役の責任免除に関する経過措置)</u></p> <p><u>当社は、第66回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の監査役（監査役であった者を含む。）の賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p>
---	--

3. 日程

定款変更のための株主総会 2025年3月28日（予定）
定款変更の効力発生日 2025年3月28日（予定）

以上